

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きが休日には、その翌日)

鳥取県企業局組織規程
(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第一号)
の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則 (第一条—第三条)
- 第二章 本局 (第四条—第八条)
- 第三章 事業所 (第九条—第十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この企業管理規程は、鳥取県企業局(以下「局」という。)の組織及び分掌事務について必要な事項を定めることを目的とする。
(組織の区分)

第二条 県営企業の管理者の権限を行う知事の権限に属する事務を処理する組織は、本局及び事業所とする。
(臨時又は特命の事項を処理させるための本部等の設置)

第三条 前条の規定にかかわらず、知事は、臨時又は特命の事項を処理させることを目的として、本部、事務局、協議会等を置くことができる。

第二章 本局

(課及び係の設置)

第四条 本局に次の表の上欄に掲げる課を置き、課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

鳥取県知事 西 尾 次

平成五年三月三十一日

電気課	開発課	総務課
企画調査係、建設係	開発課	総務係、業務係

(各課の分掌事務)

第五条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

課	分掌事務
総務課	一 局内事務の総合調整に関する事。 二 局の公印及び文書の管理に関する事。 三 局の職員の人事、給与、厚生福利等に関する事。 四 局の業務状況の公表に関する事。 五 局の予算、決算及び会計に関する事。 六 局の資産の取得、管理及び処分に関する事。 七 局における契約の締結に関する事。 八 局に係る料金又は料金以外の使用料、手数料等の徴収に関する事。 九 局内の連絡調整に関する事。 十 その他他課の主管に属しない事。
電気課	一 発電施設及び送電施設並びに工業用水道施設の管理に関する事。 二 発電に関する統計及び報告に関する事。

(係の分掌事務)

第六条 係の分掌事務は、課の長が定める。

- 2 課の長は、係の分掌事務を定め、又は変更したときは、局の長に報告しなければならない。

(職制)

第七条 局及び課に、それぞれその長を置く。

- 2 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させること。必要があると認めるときは、局に次長を、課に課長補佐を置くことができる。

3 係にその長を置き、所定の職員を配置する。

- 4 局の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、局に参事を置くことができる。

(事務分担)

第八条 係員の分担事務は、係の長の意見を徵して課の長が定める。

- 2 次長又は課長補佐を局又は一の課に二人以上置く場合における当該次長又は課長補佐の分担事務は、それぞれ局の長又は当該課の長が定める。

第三章 事業所

(設置)

第九条 事業所(以下「所」という。)を次のとおり置く。

- 一 地域開発の企画調査に関する事。
 二 電気事業、工業用水道事業及び埋立事業の開発に関する事。
 三 埋立造成地施設の管理に関する事。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県企業局発電集中管理所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡
鳥取県企業局中部管理所	三朝町	倉吉市及び東伯郡

(係の設置)

第十条 次の表の上欄に掲げる所に、それぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

鳥取県企業局発電集中管理所	運転係、管理係
鳥取県企業局西部事務所	庶務係、工務係、管理係

(分掌事務)

第十一条 各所においては、当該所に係る次の事務を分掌すること。

- 1 発電施設及び送電施設の維持管理（遠方監視制御設備の運用を除く。）
- 2 工事の調査、設計、施行及び監督に関すること。
- 3 庶務に関すること。
- 4 その他県営企業に係る業務の推進に関すること。
- 5 次の表の上欄に掲げる所においては、前項の事務のほか、同表の下欄に掲げる事務を分掌する。

(係の分掌事務)

第十二条 係の分掌事務は、所の長が定める。

鳥取県企業局西部事務所	一 電力の供給に関すること（鳥取県企業局中部管理所及び鳥取県企業局西部事務所の管轄区域（以下「中・西部」という。）に係るものと含む。）。
	二 遠方監視制御設備（中・西部に所在するものを含む。）の運用に関すること。
	三 工事に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関すること。
	四 埋立造成地施設の維持管理に関すること。

(職制)

第十三条 所に、その長を置く。

第十四条 係員の分担事務は、係の長の意見を徵して所の長が定める。

2 鳥取県企業局中部管理所の所員の分担事務及び次長を一の所に二人以

上置く場合における当該次長の分担事務は、当該所の長が定める。

附 則

この企業管理規程は、平成五年四月一日から施行する。

鳥取県企業局事務決裁規程をここに公布する。

平成五年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業管理規程第五号

鳥取県企業局事務決裁規程

鳥取県企業局事務専決及び代決規程（昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第五号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この企業管理規程は、鳥取県企業局において処理する事務の決裁に関し必要な事項を定め、もって事務処理の円滑化及び責任の所在の明確化を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 決裁 事務の処理について、最終的に意思を決定することをいう。
- 二 専決 常時知事に代わって決裁することをいう。
- 三 委任決裁 常時知事に代わって自己の名において決裁することをい

う。

四 代決 正当決裁権者が不在の場合に、正当決裁権者に代わって決裁することをいう。

五 正当決裁権者 知事、専決権者又は事業所の長をいう。

六 専決権者 専決することができる者をいう。

七 代決権者 代決することができる者をいう。

八 不在 出張、疾病その他の事由により決裁することができない状態をいう。

（知事の決裁事項）

第三条 知事の決裁事項は、別表第一に掲げるとおりとする。

（局長、課長及び本局の係長の専決事項）

第四条 局長、課長及び本局の係長の専決事項は、それぞれ別表第二、別表第三及び別表第四に掲げるとおりとする。

2 別表第三に掲げる課長の共通専決事項と総務課長の専決事項とが重複する場合には、重複する限度において総務課長が専決するものとする。

（事業所の長の委任決裁事項）

第五条 事業所の長の委任決裁事項は、別表第五に掲げるとおりとする。

（委任決裁の留保）

第六条 知事は、この規程に定める委任決裁事項について特に必要があると認めるときは、自ら当該事項に係る決裁をすることができる。

2 知事は、前項の決裁をしようとするときは、あらかじめ、当該事項について自ら決裁をする旨を告示するとともに、当該事項について委任決裁をすることとされている者その他の関係者にその旨を通知しなければならない。

(代決)

第七条 代決は、次の表の上欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第一順位者が行い、正当決裁権者及び第一順位者がともに不在のときは、それぞれ同表の下欄に掲げる第二順位者が行うことができる。

正当決裁権者	第一順位者	第二順位者
知事	局長	
局長	次長(次長を置かないとき) は、総務課長	次長(次長を置かないとき) は、総務課長
課長	課長補佐	主務係長
本局の係長	席の吏員 課長があらかじめ定める上	
次長を置く事業所の長	次長	
い事業所の長	主務係長 (係を置かない事業所については、その長があらかじめ定める上席の吏員)	
係を置く事業所	事業所の長があらかじめ定める上席の吏員	
事業所の長があらかじめ定める上席の吏員		

2 前項の場合において、同一順位の代決権者が二名以上あるときは、代決に係る事務の区分に応じてあらかじめ正当決裁権者が定める者が代決

するものとする。

(専決、委任決裁又は代決に係る事務処理の制限)

第八条 専決権者、事業所の長又は代決権者は、専決、委任決裁又は代決に係る事務が次の各号の一に該当すると認められる場合には、上司の指揮を受けてこれを処理しなければならない。

- 一 疑義があり、又は紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあるとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、自らの判断のみで決裁することが適当でないと認められるとき。

(類推による専決)

第九条 別表第二から別表第四までに掲げられていない事項については、当該事項の内容により専決することが必要であり、かつ、適當であると認められる場合には、これらの表に掲げられている事項から類推して専決することができる。

附 則

この企業管理規程は、平成五年四月一日から施行する。

別表第一 (第三条関係)

知事の決裁事項

- 一 企業局の組織の設定又は変更
- 二 予算の原案及び予算に関する説明書の作成、決算の調製並びに議会の議決を経るべき事件の議案の作成に関する資料の作成
- 三 企業管理規程の制定及び改廃並びにその公布
- 四 特に重要な企業訓令の制定及び改廃
- 五 審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に係る決定

六 職員の表彰

七 職員（課長補佐及びこれに相当する職以上の職員に限る。）の任免及び給与の決定

八 職員の分限（心身の故障による休職を除く。）又は懲戒に係る処分

九 職員に対する外國旅行の旅行命令及びその復命の受理

十 局長に対する内國旅行の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理

十一 局長に対する育児休業等の承認又は取消し

十二 局長に対する職務に専念する義務の免除の承認

十三 局長に対する宮利企業等の従事の許可

十四 労働協約の締結

十五 労働組合の役員の専従休暇の承認及び取消し

十六 次に掲げる事務のうち特に重要なものの

(一) 許可、認可、承認、指定、命令、裁決、決定、取消しその他の行政処分

(二) 通達、申請、協議、進達、副申、通知、照会、回答、報告又は催告

(三) 請願又は陳情の処理
(四) 資産の管理

十七 損害の賠償

十八 請負契約の対象となる部分に係る設計金額（以下「請負対象設計金額」という。）が一億円以上の工事の執行の決定

十九 一件の契約予定金額が一億円以上の工業用水供給契約の締結

二十 電力受給契約の締結

二十一 一件の予定価格が七千万円以上の動産及び不動産の取得及び処

分

二十二 負担付き寄附又は贈与の受納

二十三 前各号に掲げるもののほか特に重要なもの

別表第二（第四条関係）

局長の専決事項

一 企業訓令の制定及び改廃（特に重要なものを除く。）

二 職員（課長補佐及びこれに相当する職以上の職員を除く。）の任免及び給与の決定

三 職員の昇給等の決定

四 次長又は課長若しくはこれに相当する職の職員（以下「次長等」という。）に対する内國旅行の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理

五 事業所の長に対する内國旅行の旅行命令のうち三日以上にわたり県外を旅行する場合の旅行命令及びその復命の受理

六 次長等又は事業所の長に対する育児休業等の承認又は取消し

七 次長等に対する職務に専念する義務の免除の承認

八 職員（局長を除く。）に対する宮利企業等の従事の許可

九 職員の安全衛生管理及び厚生福利に関する計画の樹立

十 職員の研修計画の樹立及び実施

十一 次に掲げる事務のうち重要なものの

(一) 許可、認可、承認、指定、命令、裁決、決定、取消しその他の行政処分

(二) 通達、申請、協議、進達、副申、通知、照会、回答、報告又は催告

(三) 請願又は陳情の処理

告

- (三) 請願又は陳情の処理
- (四) 資産の管理
- 十二 告示、公告その他の公表
- 十三 資産に係る損害保険契約の締結
- 十四 請負対象設計金額が五百万円以上一億円未満の工事の執行の決定
(第五条の規定により鳥取県企業局西部事務所長に委任された事務を除く。)
- 十五 一件の契約予定金額が五百万円以上七千万円未満の動産及び不動産の取得及び処分
- 十六 一件の予定価格が百万円以上七千万円未満の動産及び不動産の取扱いの締結
- 十七 資産の借入れ、償還及び運用
- 十八 一件の金額が五百万円以上の収入命令
- 十九 一件の金額が五百万円以上の支出負担行為(第五条の規定により鳥取県企業局西部事務所長に委任された事務を除く。)
- 二十 一件の金額が五千万円以上の支出命令
- 二十一 寄附金品の受納
- 二十二 前各号に掲げるもののほか重要なもの
- 別表第三(第四条関係)

決事項 課長の共通専	一 課内職員(課長又はこれに相当する職の職員を除く。 以下同じ。)に対する職務に専念する義務の免除の承認	
	二 軽易な許可、認可、承認、指定、命令、裁決、決定、 取消しその他の行政処分	三 軽易な通達、申請、協議、進達、副申、通知、照会、 回答、報告又は催告
四 課内職員の事務分担の決定	一 本局の職員(局長及び次長等を除く。)に対する内国旅行の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理	一 職員に対する育児休業等の承認又は取消し
五 職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る確認及び決定	二 職員の児童手当の受給資格及びその額の認定	二 職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る確認及び決定
六 軽易な資産の管理	三 職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る確認及び決定	三 職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る確認及び決定
七 不動産の登記の嘱託(第五条の規定により鳥取県企業局西部事務所長に委任された事務を除く。)	四 職員の児童手当の受給資格及びその額の認定	四 職員の児童手当の受給資格及びその額の認定
八 請負対象設計金額が五百万円未満の工事の執行の決定 (第五条の規定により事業所の長に委任された事務を除く。)	五 軽易な請願又は陳情の処理	五 軽易な請願又は陳情の処理
九 一件の予定価格が百万円未満の動産及び不動産の取得及び処分	六 軽易な資産の管理	六 軽易な資産の管理
十 予算の流用	七 不動産の登記の嘱託(第五条の規定により鳥取県企業局西部事務所長に委任された事務を除く。)	七 不動産の登記の嘱託(第五条の規定により鳥取県企業局西部事務所長に委任された事務を除く。)
十一 一件の金額が五百万円未満の収入命令(第五条の規定及び処分)	八 請負対象設計金額が五百万円未満の工事の執行の決定 (第五条の規定により事業所の長に委任された事務を除く。)	八 請負対象設計金額が五百万円未満の工事の執行の決定 (第五条の規定により事業所の長に委任された事務を除く。)

事業所の長の
共通委任決裁の
事項

義務の免除の承認

別表第五（第五条関係）

本局の係長の 共通専決事項	決務係長の専 決事項
一 事業所の職員（以下「所員」という。）に対する内国旅行（事業所の長が三日以上県外を旅行する場合を除く。）の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理	一 職員の身分、給与及び通勤の証明
二 所員（事業所の長を除く。）に対する職務に専念する義務の免除の承認	

別表第四（第四条関係）

十四 紹介との他の給付に係る支出命令	定により事業所の長に委任された事務を除く。)
十五 他会計との間の収入命令及び支出命令	十二 一件の金額が五百万円未満の支出負担行為（第五条の規定により事業所の長に委任された事務を除く。）
十六 戻入金の収入命令及び戻出金の支出命令	十三 一件の金額が五千万円未満の支出命令（第五条の規定により事業所の長に委任された事務を除く。）
十七 前各号に掲げるもののほか轻易なもの	十四 紹介との他の給付に係る支出命令
	十五 他会計との間の収入命令及び支出命令
	十六 戻入金の収入命令及び戻出金の支出命令
	十七 前各号に掲げるもののほか轻易なもの

鳥取県企業局事務部長の委任決裁の事項	鳥取県企業局事務部長の委任決裁の事項	三 災害等に際して、上司の指揮を受けるいとまがないときの臨機の処置
一 請負対象設計金額が二百五十万円未満の工事（特殊な技術を必要とする工事を除く。以下同じ。）の執行の決定	一 請負対象設計金額が二百五十万円未満の工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定	四 資産の使用の許可（使用の期間が一月未満のものである場合に限る。）
二 簡易な方法による照会、回答及び督促	二 一件の金額が二百五十万円未満の支出負担行為	五 その他予算措置を伴わない轻易なもの
三 軽易な行政資料の収集	三 一件の金額が二百五十万円未満の支出命令	
	四 上権、地役権その他土地に関する所有権以外の権利、鉱業権、温泉を利用する権利並びに立木、建物その他土地に定着する物件の所有権及び所有権以外の権利の取得、使用及び消滅並びに損失の補償に係る契約の締結	
二 不動産の登記の嘱託	二 不動産の登記の嘱託	
三 請負対象設計金額が五千万円未満の工事の執行の決定	三 請負対象設計金額が五千万円未満の工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定	
四 請負対象設計金額が五百万円未満の収入命令	四 請負対象設計金額が五百万円未満の収入命令	
五一 一件の金額が五百万円未満の支出負担行為	五一 一件の金額が五百万円未満の支出命令	
六 一件の金額が五千万円未満の支出負担行為	六 一件の金額が五千万円未満の支出命令	
七 一件の金額が五千万円未満の支出命令	七 一件の金額が五千万円未満の支出命令	

八 一件の契約予定金額が五百万円未満の工業用水供給契約の締結

九 工業用水給水料金の収入命令

企 業 訓 令

鳥取県企業訓令第一号

鳥取県企業局中部管理所処務規程等を廃止する企業訓令を次のように定める。

平成五年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業局中部管理所処務規程等を廃止する企業訓令

次に掲げる企業訓令は廃止する。

一 鳥取県企業局中部管理所処務規程（昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第三号）

二 鳥取県企業局西部事務所処務規程（昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第四号）

三 鳥取県企業局発電集中管理所処務規程（昭和五十二年三月鳥取県企業訓令第一号）

この企業訓令は、平成五年四月一日から施行する。

附 則